

インボイス制度対応方針

太洋ヒロセ株式会社（福岡市博多区、代表取締役 中山 泰）は、2023年10月に施行されたインボイス制度に関し、以下の行動指針を策定し、全従業員が遵守いたします。

1. 適格請求書発行事業者登録のお願いは、協力の依頼のみであり、強要はいたしません。
2. 適格請求書発行事業者登録をしないことを理由にして、一方的な発注の取止めや、消費税相当額の一部または全部を支払わない行為をいたしません。
3. 適格請求書発行事業者登録によって、免税事業者から課税事業者に転換したお取引先様から、従前、免税事業者であったことを前提に設定していた単価の見直し要請があった場合に、価格交渉に応じず一方的に従来どおりの単価に据え置く行為をいたしません。

◇当社は、既に適格請求書発行事業者として登録を行っております。

その登録番号は次の通りです。

【適格請求書発行事業者登録番号：T1120001111774】

◇お問合せはこちら

太洋ヒロセ株式会社 本社 管理部 田川 広史 TEL:092-283-7337

以 上